

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	第一屋製パン株式会社		コード	2215
提出日	2024/3/7	異動(予定)日	2024/3/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。 ・森 拓也氏(取締役)は、株主総会終結の時をもって辞任により退任する。 ・取締役1名の補欠選任とともに、取締役1名を増員することとし、新たに長谷川千鶴氏及び貝沼利晃氏の両氏を社外取締役にとする。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	結城 義晴	社外取締役	○													○		
2	南 浩二	社外取締役																訂正・変更
3	長谷川千鶴	社外取締役	○															新任
4	貝沼 利晃	社外取締役																新任
5	家城 裕	社外監査役	○															
6	川村 竜也	社外監査役																

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	-----	結城義晴氏は、現在、株式会社商人舎の代表取締役社長の職にありますが、同社と当社の間取引関係はありません。 同氏は、長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー・研修を主催するなどの活動を通じて得られた豊富な経験と流通業界全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対する的確な指摘・助言をいただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反を生じるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
2	南浩二氏は、当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係がある豊田通商株式会社 食料・生活産業本部COOを兼職しております。	-----
3	-----	長谷川千鶴氏は、現在、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である豊田通商株式会社との間に法律顧問契約に基づく取引がある弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士の職にありますが、同法律事務所と当社との間に取引関係はありません。 同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点を有しております。これらに基づき、独立性をもって当社の経営を監視していただくことにより、当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待しており、当社の経営体制を更に強化できるものと判断したためであります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反を生じるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
4	貝沼利晃氏は、当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係がある豊田通商株式会社 経営企画部戦略企画グループ部長職を兼職しております。	-----
5	家城裕氏は、2007年8月から2018年6月までの間、当社の主要な借入先(※1)であり、また大株主(※2)でもある株式会社みずほ銀行に在職しておりましたが、同行在籍中に当社との取引に關与したことはありません。 なお、当社の社外役員に関する独立性基準は、後記4. 補足説明のとおりであります。 (※1) 2023年12月31日現在における株式会社みずほ銀行から当グループが借り入れしている額は、連結総資産の18.05% (※2) 2023年12月31日現在における発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、3.44%	家城裕氏は、株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)コンプライアンス統括部コンフリクトマネジメント室長及び監査役室長としての幅広い見識と豊富な経験を持ち、2020年3月から当社常勤監査役として、監査役会議長を務めております。 また、取締役会及び社内的重要な会議への出席、工場等の往査などを行っており、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対する的確な指摘・助言をいただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反を生じるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
6	川村竜也氏は、当社の大株主であり、当社との間に原材料の売買の取引関係がある豊田通商株式会社に在籍しており、同社のグループ会社である豊通食料株式会社取締役 コーポレート本部長を兼職しております。また、2008年4月から2014年3月までは豊田通商株式会社営業経理部に、2014年4月から2018年3月までは同社経理部に在職しておりました。	-----

4. 補足説明

当社の定める独立役員の独立性判断基準は、以下のとおりである。 (1) 過去10年以内において、当グループの役員・従業員でないこと。 (2) 当グループの主要取引先(連結売上高の2%以上、借入については連結総資産の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。 (3) 当グループを主要取引先とする者(連結売上高の2%以上。)またはその業務執行者でないこと。 (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上。)またはその業務執行者でないこと。 (5) 当グループが総議決権の10%以上を保有している者の業務執行者でないこと。 (6) 当グループから役員報酬以外に年額1000万円以上の報酬を受けている弁護士・公認会計士・コンサルタント等(当該報酬を受けている者が法人等の場合、その法人等に所属する者を含む。)でないこと。 (7) その他、独立役員として職務を遂行するうえで、独立性に疑いを生じさせる事情がなく、かつ一般株主と利益相反が生ずるおそれがないこと。 注1: 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者を言い、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役を含まない。 注2: 過去(2)~(6)に該当した者も原則独立性なしとするが、3年を経過している場合はこの限りでない。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。